

# 地域通貨による寄附

木更津市 世田谷区 深谷市 真庭市

# 1. 提案の概要

## 【規制改革事項】

- 資金決済に関する法律第3条第1項において、**前払式支払手段**とは、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの対価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができる」とされている。そのため、物品等の購入、借り受け、役務の提供にあたらぬ「**寄附**」には使用することができない。
- 前払式支払手段の「**譲渡**」には規制がないが、資金決済に関する法律第20条第5項において原則、払戻しが禁止されている。

## 【提案の背景】

- 金融庁は、「前払式支払手段により**国税、地方税及びふるさと納税**を支払うことは可能」という見解を示しているため、ふるさと納税の支払手段に地域通貨を取り入れている自治体は既に存在する。
- 一方で、ふるさと納税の仕組みをとらない寄附ニーズも確認されており、被災した他地域への寄附を自地域の地域通貨で募りたいという声や、ふるさと納税の仕組みをとらずに、子ども食堂や民間福祉施設、祠や地蔵等の管理者に対する寄附をできるようにしたいという声もある。
- 前払式支払手段の譲渡を“寄附”としている地域通貨は存在するが、払戻しができないため、現金として使用したいというニーズには応えることができないでいる。

## 【求める規制緩和】

- 地域振興や社会福祉を目的に活動する団体に対する、地域通貨による寄附を認めてほしい。

## 2. 各自治体の地域通貨の実情（木更津市）

| 地域通貨の名称                            | 発行者/加盟店管理 | 利用可能地域 |
|------------------------------------|-----------|--------|
| 電子地域通貨「アクアコイン」<br>(アクアPay、アクアBank) | 君津信用組合    | 木更津市内  |

| チャージ方法 |     |      | 前払式支払手段の種類          | 送金（譲渡）機能 | 本人確認              |
|--------|-----|------|---------------------|----------|-------------------|
| 現金     | クレカ | 銀行口座 | QRコード型<br>ICカード型(※) | あり       | あり<br>(アクアBankのみ) |
| ○      | ×   | ○    |                     |          |                   |

プリペイドカード式のチャージもあり。

高齢者の買い物支援に取り組む移動スーパーの協力のもと、一部地域のみアクアコインアカウントを連携したICチップ内蔵のリストバンドおよびカードを配布し、決済可能としている。(対象者25名程度)  
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000261.000011255.html>

### 地域の課題

- 電子地域通貨「アクアコイン」は、受け入れたコインを他の加盟店に送金する（加盟店間の支払）機能があるため、寄附希望団体を寄附専用加盟店として登録し、払い戻しができないよう制御のうえ、加盟店間の支払により、物品等を購入（決済）している。
- 但し、寄附専用加盟店は、払い戻しができないため、市外事業者（非加盟店）への支払や現金必須の支払などに、受け入れたコインを払い戻して使用したいというニーズには応えることができないでいる。寄附されたアクアコインを払い戻しできるのであれば歓迎したい。
  - ・市外事業者（非加盟店）・・・花火業者、通信事業者、ガス事業者、郵便局、国・県等の行政機関など
  - ・現金必須の支払・・・人件費、赤い羽根共同募金、被災地義援金など

### 寄附金受領者として想定している団体等

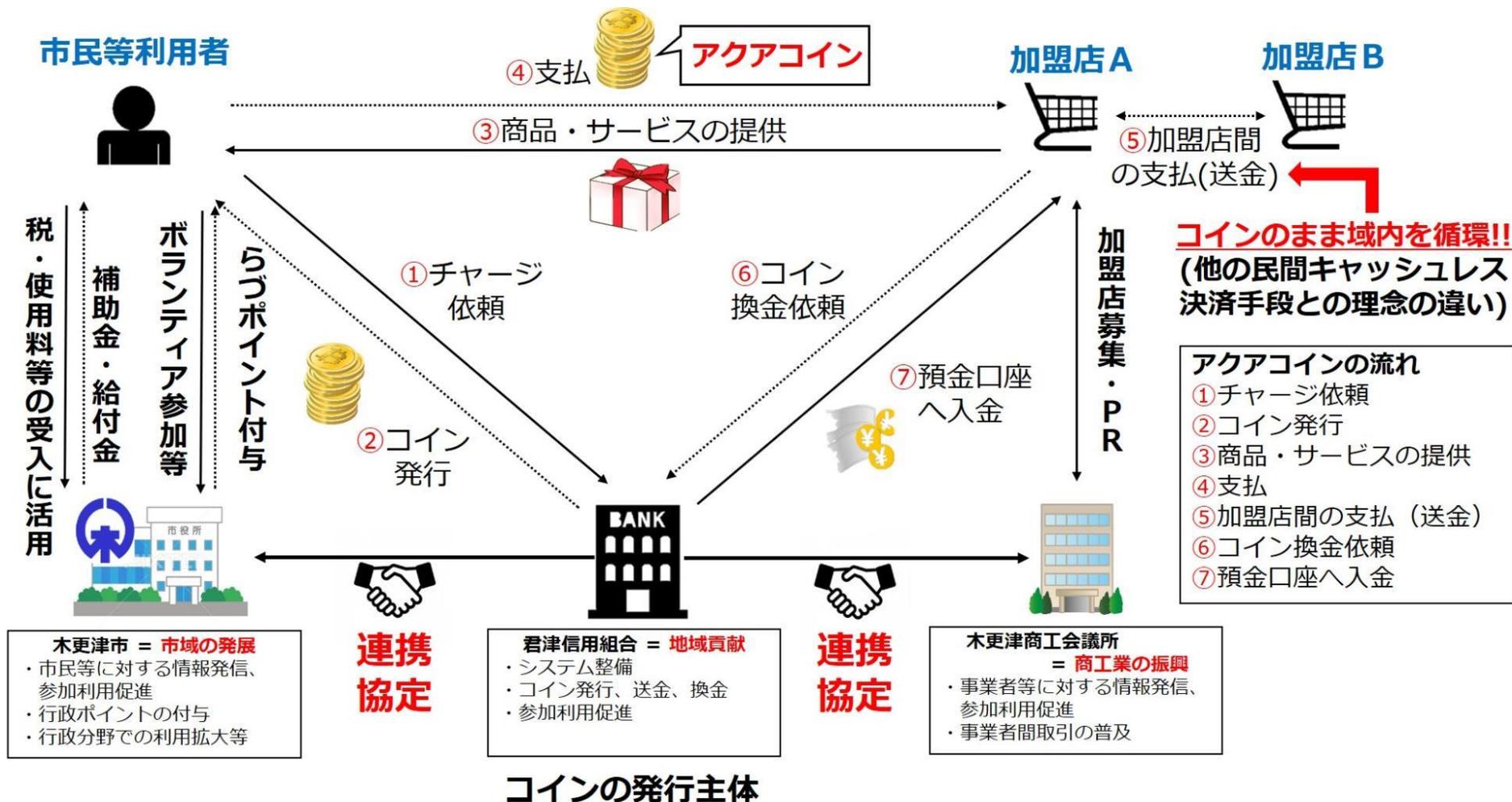
社会福祉協議会(社会福祉法人)、花火大会実行委員会(権利能力なき社団)、子ども食堂運営団体(権利能力なき社団)、神社(宗教法人)など

### 想定される寄附単価／名

1円～20,000円程度

## 2. 各自治体の地域通貨の実情（木更津市）

### アクアコインの仕組み



## 2. 各自治体の地域通貨の実情（世田谷区）

### 地域通貨の名称

せたがやPay

### 発行者/加盟店管理者

世田谷区商店街振興組合連合会

### 利用可能地域

世田谷区内

### チャージ方法

| 現金 | クレカ | 銀行口座 |
|----|-----|------|
| ○  | ×   | ○    |

### 前払式支払手段の種類

QRコード型

### 送金（譲渡）機能

あり

### 本人確認

なし

### 地域の課題

- せたがやPayは区内経済循環と区民のウェルビーイング向上に資するデジタル地域通貨アプリとして、開始から4年間で42万ダウンロード、累計決済額325億円と、広く区民生活に定着、浸透している。
- ふるさと納税制度により「お得な寄附（？）」市場が急拡大する一方、区民の社会参加、地域貢献の重要な手段である自発的な志による無償の寄附については厳しい状況になっており、多様な手法で気軽に寄附できる環境整備が強く求められている。

### 寄附金受領者として想定している団体等

社会福祉法人、公益財団法人（区外郭団体等）、等

### 想定される寄附単価／名

100円～100,000円程度



## 2. 各自治体の地域通貨の実情（深谷市）

| 地域通貨の名称 |     |      | 発行者/加盟店管理者 | 利用可能地域   |      |
|---------|-----|------|------------|----------|------|
| ネギー     |     |      | 深谷市        | 深谷市      |      |
| チャージ方法  |     |      | 前払式支払手段の種類 | 送金（譲渡）機能 | 本人確認 |
| 現金      | クレカ | 銀行口座 | QRコード型     | あり       | なし   |
| ○       | ○   | ×    |            |          |      |

### 地域の課題

- キャッシュレスが進んでいる中で、義援金等について、街頭で募金活動をしなくても、現金を持ち合わせていないケースが多く、募金の意思がある方に対して対応できないシーンがある。
- こども食堂の支援を考える中で、「お金」が足りないということを、NPO法人等から教えていただいた。この問題に関して、寄附ができないと中々対応できない。

### 寄附金受領者として想定している団体等

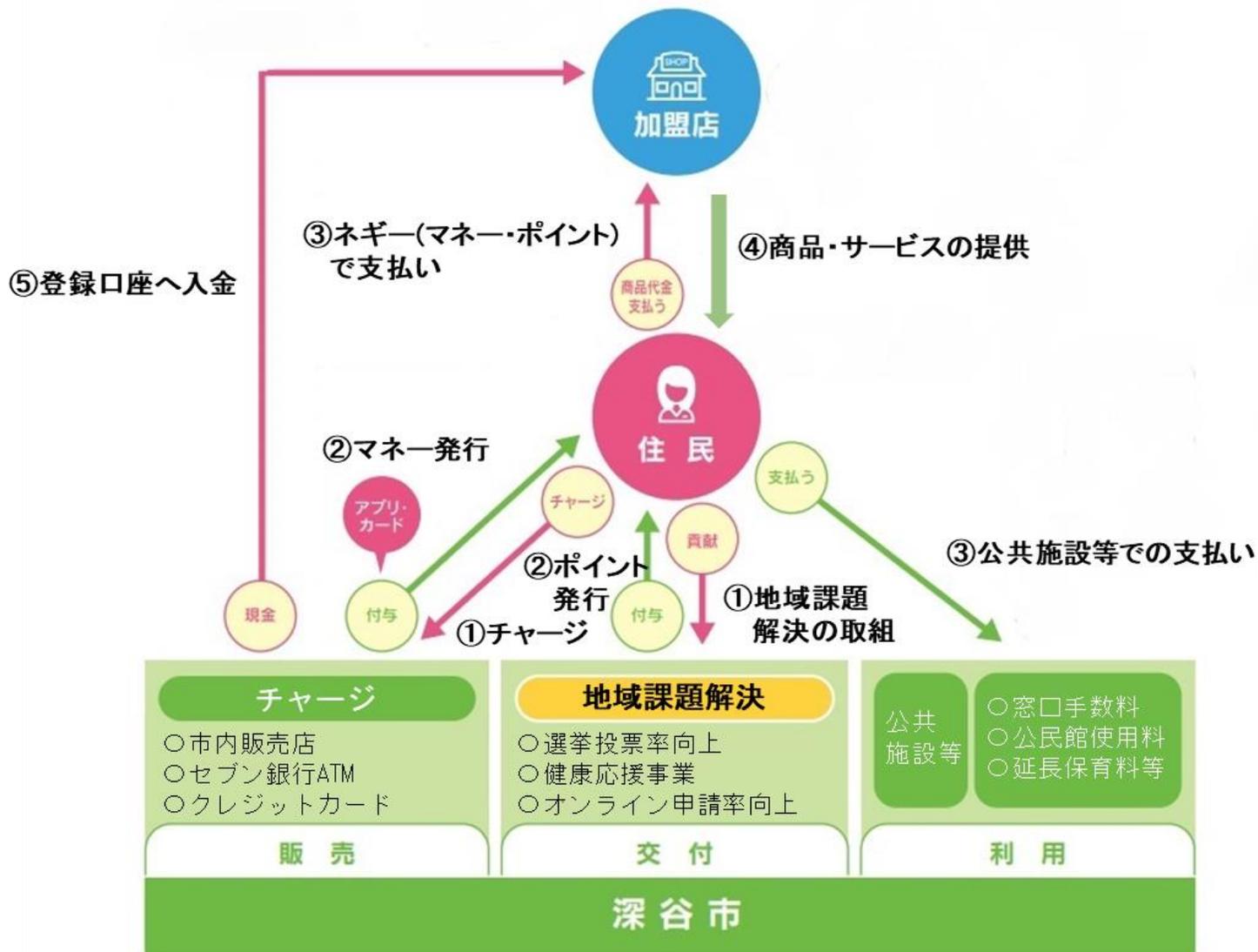
義援金、子ども食堂、社会福祉法人、地域のスポーツチーム

### 想定される寄附単価／名

1,000円～10,000円程度

## 2. 各自治体の地域通貨の実情（深谷市）

### ネギーの仕組み



## 2. 各自治体の地域通貨の実情（真庭市）

### 地域通貨の名称

まにこいん  
(まにこいんPay、まにこいんBank)

### 発行者/加盟店管理者

株式会社トマト銀行

### 利用可能地域

真庭市内

### チャージ方法

| 現金 | クレカ | 銀行口座 |
|----|-----|------|
| ○  | ×   | ○    |

### 前払式支払手段の種類

QRコード型

### 送金（譲渡）機能

あり

### 本人確認

あり  
(Bankユーザー。R7.1～マイナンバーカードでの公的個人認証導入)

### 地域の課題

- ウクライナ人道支援・能登半島地震被災地支援等目的で、地域通貨(まにこいん)による寄附を募ろうと検討したが、前払支払手段による寄附を含む資金の移動が法律で規制されており、規制に抵触する恐れがあったため、実施を見送った。発行者による審査、事業目的や募金の事業実施主体、寄附受領者側の確認等、一定の要件の下、前払支払手段(地域通貨)による寄附を緩和願いたい。

### 寄附金受領者として想定している団体等

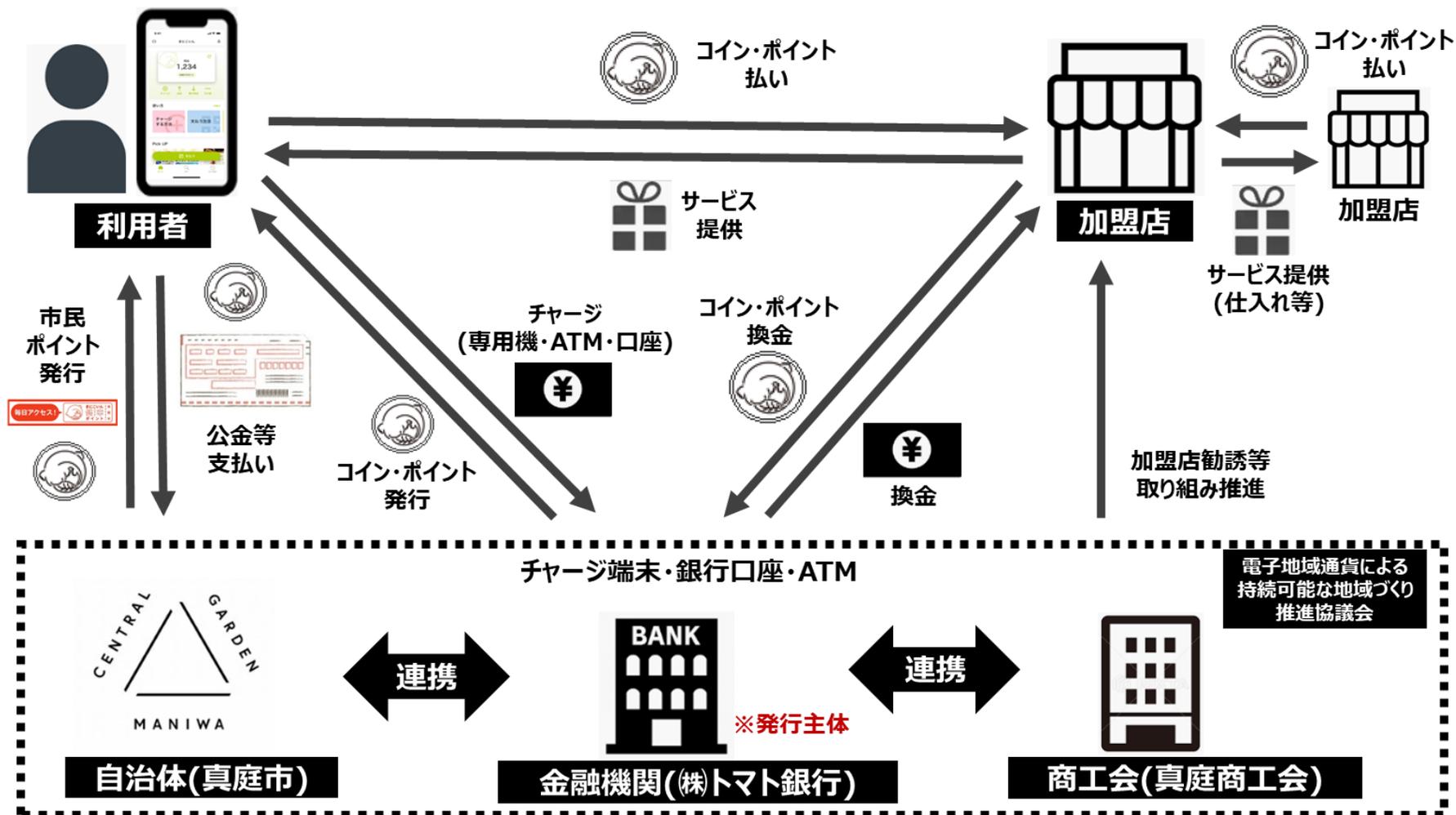
AMDA等特定非営利活動法人、日本赤十字社 等

### 想定される寄附単価／名

100円～100,000円程度

## 2. 各自治体の地域通貨の実情（真庭市）

### まにこいの仕組み（運用イメージ）



## 3. 本WGで取り上げていただきたい論点

### 1 規制緩和の方向性

地域通貨による寄附の実現には、

- ①前払式支払手段を物品等の購入、借り受け、役務の提供にあたらぬ「寄附」に使用できることとし、寄附金受領者を精算（換金）できる加盟店とする。
  - ②前払式支払手段を払戻しできる要件を緩和し、寄附金受領者が譲渡された地域通貨を払戻しできるようにする。
- の2つの方法が考えられる。規制緩和を検討する場合、どちらの方向性がとられるか。

### 2 寄附金上限額について

本提案においては1名あたりの年間寄附額を最高10万円と想定している。地域を限定して利用されるという地域通貨の性質に鑑みて、一定の条件を付すことによって上記水準を許容する余地はあるか。

また、“上限”は、1件あたりの寄附金額に設定すべきものか、それとも、一定期間の寄附金額に設定すべきものか。

### 3 加盟店管理について

地域通貨が利用される地域は限られているため、寄附金受領者を加盟店として管理する場合、発行者による直接調査や管理は対応しうる。

寄附金受領者の加盟店管理に条件を付すことにより、想定している寄附金受領者の範囲や寄附金上限額を認めることは可能か。

### 4 寄附金受領者について

地域通貨による寄附の提案においては、地域振興や社会福祉を目的とした団体を寄附金受領者として想定している。こういったNPO法人や子ども食堂運営事団体等を対象に含めようとする場合、どのような条件設定が考えられるか。

## 4. 参照条文

### ○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）

（定義）

第三条 この章において「**前払式支払手段**」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に应ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に应ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 （略）

2～10 （略）

第四条～第十九条 略

（保有者に対する前払式支払手段の払戻し）

第二十条 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合（相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。）

二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

三 その他内閣府令で定める場合

2～4 （略）

5 前払式支払手段発行者は、第一項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

## 5. 参考資料

### ○前払式手段ガイドライン（抜粋）

#### II-3-5 加盟店の管理（第三者型発行者のみ）

第三者型発行者については、利用者に物品等・役務を提供するのは主に加盟店であるため、前払式支払手段に係る不適切な使用を防止する趣旨から、加盟店が販売・提供する物品等・役務の内容について、公序良俗に反するようなものではないことを確認する必要がある。

なお、法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがある」とは、犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含むものであり、こうしたものが含まれないように加盟店管理を適切に行う必要があることに十分留意する。

また、前払式支払手段の決済手段としての確実性を確保する観点から、加盟店に対する支払を適切に行う措置を講じる必要がある。

#### II-3-5-1 主な着眼点

- ① 加盟店契約を締結する際には、当該契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認しているか。
- ② 加盟店契約締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。
- ③ 加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品等・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務付けるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。
- ④ 各加盟店に対して、前払式支払手段の使用実績について、一定期間ごとに報告を求めているか。また、加盟店からの使用実績について管理している部署とは別の部署が、当該報告を受けた支払金額の正確性について検証する態勢となっているか。

#### II-3-5-2 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された第三者型発行者の加盟店管理に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより、第三者型発行者における自主的な業務改善状況を把握することとする。

さらに、前払式支払手段の利用者及び加盟店の利益の保護の観点を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から重大な問題があると認められるときには、第三者型発行者に対して、法第 25 条に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大、悪質な法令違反行為が認められるときには、第 27 条に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する 49 事項は III-3 による。）。